

令和4年12月9日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社 メディカルクリエイト
業者の住所 : 広島県広島市南区稲荷町1番1号ロイヤルタワー
- 指名停止措置期間 : 令和4年12月9日から令和5年3月8日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)メディカルクリエイトの元代表取締役は、国立研究開発法人「国立がん研究センター」中央病院発注の医療関連システム導入に関し、令和4年10月5日、贈賄容疑で逮捕された。さらに同年10月26日、別件の贈賄容疑で再逮捕された。
- 指名停止措置理由
(株)メディカルクリエイトの元代表取締役が、贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第4号イ(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等 ロ 一般役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 田川 慎二 電話番号(052)953-8138